

銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の銚田市内への移住を伴う県内就職を支援するため、茨城県と共同して行う銚田市茨城県地方就職学生支援事業(以下「本事業」という。)において、東京圏(埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学を卒業して、銚田市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領(令和8年3月19日付け計推第320号茨城県政策企画部計画推進課長通知), 銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通費 勤務地が茨城県内に所在する企業等への就職活動等に要した交通費として、10,000円を上限として支給する。
- (2) 移転費 勤務地が茨城県内に所在する企業等への就職に伴う移住に要した移転費として、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額を上限として支給する。ただし、移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合は、移転に要した実費の金額又は66,000円のいずれか低い金額を上限として支給する。

(交付回数)

第3条 一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中(卒業・見込み)の場合も対象とする。
 - (イ) 大学等の卒業・修了年度、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。
 - イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 銚田市に移住したこと。ただし、交通費については、在学中に同条同号イ(イ)及び同条同号イ(ウ)に規定する就業に関する要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
 - (イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
 - (ウ) 銚田市に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有して

いること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に次号で規定する就業に関する要件を満たす企業等に就職し、銚田市に移住したうえで、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他茨城県又は銚田市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏内（条件不利地域を除く）以外の地域に所在する企業等に、前号に規定する移住等に関する要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。

(イ) 原則、勤務地が茨城県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費の申請については、この限りではない。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 東京圏内（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用（業務上の必要性により、数年程度の期間、東京圏内（条件不利地域を除く）に勤務する可能性がある採用を排除するものではないが、その後に東京圏（条件不利地域を除く）での継続的な勤務を前提としないものに限る。）かつ銚田市を中心とした勤務を基本とする採用（将来にわたる勤務地が茨城県またはその隣県等（栃木県、福島県等）に限定されていることが、募集要項等により採用時に確認でき、入社後に全国を対象とした配置転換を前提とする採用でないことが明示されている、または自明である雇用条件を指す。）であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する社員として採用される予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本事業における地方就職支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 申請者全員が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し

イ 卒業・修了証明書(卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの)ただし、在学中に交通費を申請する者については、同条第2号に示す書類

ウ 住民票又はその写し

エ 就職活動等に係る経費(交通費)の領収書又はそれに類する書類、移住に係る経費(移転費)の領収書又はそれに類する書類

オ 銚田市茨城県地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請に関する内定・採用証明書(様式第2号)

カ 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料(募集要項、雇用契約書等)

キ 移住元の住所を確認できる資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等)

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類 在学証明書(卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印(公印)すること。)

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに本事業における地方就職支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、本事業における地方就職支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに本事業における地方就職支援金交付(不交付)決定通知書[再交付](様式第5号)により、申請者に交付する。

(請求の方法)

第9条 申請者は、第6条に基づく決定通知書を受けたときは、速やかに本事業における地方就職支援交付金請求書(様式第6号)により、市長に地方就職支援金の交付を請求する。

(支援金の交付)

第10条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行

う。

(報告及び立入調査)

第11条 茨城県及び鉾田市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び鉾田市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

(2) (在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

(3) (在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に鉾田市に転入しなかった場合。
(ただし、申請時に既に鉾田市に住民票がある場合を除く。)

(4) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に茨城県内の別の企業に就業する場合を除く。)

(5) 鉾田市への転入日から1年以内に鉾田市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内で鉾田市から転出した場合。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、茨城県と鉾田市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月24日から施行する。